

秋田県公報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出(四一九・流通貿易課)……………1
- 大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出(四二〇・流通貿易課)……………2
- 道路の供用開始(四二一・道路課)……………2
- 農地保有合理化事業規程の承認(四二二・山本地域振興局農林部)……………2

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(地域活動支援室)……………2
- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施(山本地域振興局総務企画部)……………2
- 物品調達契約に係る一般競争入札の実施(山本地域振興局総務企画部)……………3
- 土地改良区の役員の就任の届出(山本地域振興局農林部)……………4
- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施(仙北地域振興局総務企画部)……………4
- 物品調達契約に係る一般競争入札の実施(仙北地域振興局総務企画部)……………4
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(平鹿地域振興局農林部)……………5
- 土地改良区の定款変更の認可(平鹿地域振興局農林部)……………6

告 示

秋田県告示第四百十九号
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったの

で、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。
平成二十年十月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 勝 浦 二 郎
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ本荘中央店
由利本荘市岩渕下二十一外
- (三) 変更した事項
変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者
ア 変更前
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反 田 悦 生
- イ 変更後
秋田市土崎港北一丁目六番二十五号
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 勝 浦 二 郎
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ア 変更前
(仮称)マックスバリュ本荘中央店
由利本荘市岩渕下二十一外
- イ 変更後
マックスバリュ本荘中央店
由利本荘市岩渕下二十一外
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者
ア 変更前
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反 田 悦 生

- 秋田市土崎港北一丁目六番二十五号
株式会社ツルハ 代表取締役 鶴 羽 樹
北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一番地二十一

- イ 変更後
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 勝 浦 二 郎
秋田市土崎港北一丁目六番二十五号
株式会社ツルハ 代表取締役 鶴 羽 樹
北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一番地二十一

(四) 変更の年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置する者
平成二十年五月十四日
株式会社セリア 代表取締役 河 合 宏 光
岐阜県大垣市外渕二丁目三十八番地
株式会社メガネの平川 代表取締役 平 川 英 男
秋田市仁井田栄町二番三十六号
- (2) 大規模小売店舗の名称
平成二十年四月十七日
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者
平成二十年五月十四日外

(五) 変更する理由

- (1) 大規模小売店舗を設置する者
代表者変更のため
- (2) 大規模小売店舗の名称
名称変更のため
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者
小売業者の入れ替え等のため

二 届出年月日

平成二十年九月二十九日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

- (一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
由利本荘市役所 商工観光部 商工振興課
- (二) 縦覧期間
平成二十年十月七日から平成二十一年二月七日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王三丁目一番一号 秋田県産業経済労働部流通貿易課

五 課

- (一) 意見書に添付する書面に記載すべき事項
- (二) 意見の対象となる者の氏名及び住所
- (三) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
意見を述べる理由

秋田県告示第四百二十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。
平成二十年十月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 勝 浦 二 郎
秋田市土崎港北二丁目六番二十五号

- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ本荘中央店
由利本荘市岩瀬下二十一外

- (三) 変更しようとする事項

- (1) 駐車場の収容台数

- ア 変更前

百四十七台

- イ 変更後

百六十七台

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- ア 変更前

A棟南側駐車場は午前八時三十分から翌日午前零時三十分まで

- イ 変更後

A棟南側駐車場は午前八時三十分から翌日午前零時三十分まで、A棟南西側駐車場は午前八時三十分から午後九時まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数

- ア 変更前

三か所

- イ 変更後

五か所

- (四) 変更する年月日

平成二十一年五月三十日

- (五) 変更する理由

平成二十一年五月三十日

駐車場の位置及び収容台数の増加等のため

- 二 届出年月日

平成二十年九月二十九日

- 三 関係書類の縦覧場所及び期間

- (一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

由利本荘市役所 商工観光部 商工振興課

- (二) 縦覧期間

平成二十年十月七日から平成二十一年二月七日まで

- 四 意見書の提出先

秋田市山王三丁目一番一号 秋田県産業経済労働部流通貿易課

- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (一) 意見を述べる者の氏名及び住所

- (二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

- (三) 意見を述べる理由

秋田県告示四百二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成二十年十月七日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 供用開始の区間

Table with 3 columns: 道路の種類, 路線名, 区間. Row 1: 一般国道三百九十八号, 湯沢市皆瀬字小安奥山国有林三七林班ぬ小班から小安奥山国有林三六林班ろ四小班まで.

- 二 供用開始の期日

平成二十年十月十日

- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所

建設交通部道路課

- (二) 期間

平成二十年十月七日から同月二十日まで

秋田県告示第四百二十二号

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第七条第一項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程を承認したので、同条第五項の規定に基づき、公告する。
平成二十年十月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 農地保有合理化事業を行う者

あきた白神農業協同組合

- 二 農地保有合理化事業の実施地域

能代市及び藤里町における農業振興地域の区域

- 三 農地保有合理化事業の種類

農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号及び第四号に掲げる事業

- 四 農地保有合理化事業規程を承認した日

平成二十年九月二十九日

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定に基づき、公告する。
平成二十年十月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 申請のあった年月日

平成二十年九月二十九日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 健康増進活動支援協会

- 三 代表者の氏名

豊 田 成 昭

- 四 主たる事務所の所在地

秋田市大町四丁目四番四号

- 五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、スポーツの振興・健康増進に関する事業を行い、保健医療・福祉の増進に寄与することを目的とする。

- 六 定款の変更内容

事業の変更

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成二十年十月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項

(一) 購入物品の名称及び購入予定数量

凍結抑制剤 三千五百トン

- (一) 購入物品の仕様等
- (二) 入札説明書及び仕様書による。
- (三) 契約期間
- (四) 契約締結の日から平成二十一年三月三十一日(火)まで
- (五) 納入場所
- (六) 別途指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格等
 - (一) 入札に参加する者に必要な資格
 - (2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - (3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (一) (2)の資格に係る申請
- (二) (2)の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を次の場所へ平成二十年十月二十七日(月)までに提出すること。
 - 郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一五
 - 秋田県出納局総務事務センター(電話番号〇一八八六〇一七四〇)
- 三 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 - 郵便番号〇一六〇八一五 能代市御指南町一番十号
 - 秋田県山本地域振興局総務企画部(電話番号〇一八五一五二一六八二九)
 - (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 - 秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成二十年十月七日(火)から同月二十一日(火)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
 - 平成二十年十一月十九日(水) 午前十時
 - 秋田県山本地域振興局 三階 大会議室
- 五 入札保証金
 - 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十六条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
 - (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
 - 日本語及び日本国通貨

- (一) 入札の方法
 - 入札金額は、五百キログラム当たりの単価とする。
 - 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
- (三) 秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。
- (四) 落札者の決定方法
 - 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (五) 契約書作成の要否 要
- (六) 提出書類等
 - 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
- (七) その他
 - 詳細は、入札説明書による。
- 七 概要
 - Summary
 - 1 Nature and quantity of item to be purchased: anti-freezing agents, 3500 t
 - 2 Time-limit of tender : 10:00 A.M. 19 November, 2008
 - 3 Contact point for the notice : General Affairs and Planning Sector, Yamamoto Regional Affairs Department, Akita Prefectural Government, 1-10 Goshinmachi, Noshino City, Akita Prefecture 016-0815, Japan TEL 0185-526829
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
 - 平成二十年十月七日
 - 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品の名称及び購入予定数量

- (一) 凍結抑制剤 三十トン
- (二) 購入物品の仕様等
- (三) 入札説明書及び仕様書による。
- (四) 契約期間
- (五) 契約締結の日から平成二十一年三月三十一日(火)まで
- (六) 納入場所
- (七) 別途指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格等
 - (一) 入札に参加する者に必要な資格
 - (2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - (3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (一) (2)の資格に係る申請
- (二) (2)の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を次の場所へ平成二十年十月二十七日(月)までに提出すること。
 - 郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一五
 - 秋田県出納局総務事務センター(電話番号〇一八八六〇一七四〇)
- 三 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 - 郵便番号〇一六〇八一五 能代市御指南町一番十号
 - 秋田県山本地域振興局総務企画部(電話番号〇一八五一五二一六八二九)
 - (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 - 秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成二十年十月七日(火)から同月二十一日(火)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
 - 平成二十年十一月十九日(水) 午前十時
 - 秋田県山本地域振興局 三階 大会議室
- 五 入札保証金
 - 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十六条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
 - (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
 - 日本語及び日本国通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

入札金額は、二十五キログラム当たりの単価とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要

(六) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased: anti-freezing agents 30 t
- 2 Time-limit of tender: 10:00 A.M. 19 November, 2008
- 3 Contact point for the notice: General Affairs and Planning Sector, Yamamoto Regional Affairs Department, Akita Prefectural Government, 1-10 Goshinamachi Noshiro City, Akita Prefecture 016-0815, Japan TEL 0185-52-6829

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、ニッ井町富根土地改良区から次のとおり役員の新任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成二十年十月七日

秋田県知事 寺田典城

就任監事の住所及び氏名
能代市ニッ井町飛根字清水三十七番地五 池端 秀巳
字羽立新田百十九番地一 佐藤 正人

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成二十年十月七日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品の名称及び購入予定数量

凍結抑制剤 三千七百トン

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 契約期間

契約締結の日から平成二十一年三月三十一日(火)まで

(四) 納入場所

別途指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格等

(一) 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

(2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(二) (2)の資格に係る申請

(一)(2)の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を次の場所へ平成二十年十月三十一日(金)までに提出すること。

郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局総務事務センター(電話番号〇一八七八六〇一二七四〇)

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一四一〇六二 大仙市大曲上栄町十三番六十二号

秋田県仙北地域振興局総務企画部(電話番号〇一八七一一六三一一五三五六)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成二十年十月七日(火)から同月二十七日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成二十年十一月十七日(月)午前十時

秋田県仙北地域振興局第五会議室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十六条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

入札金額は、五百キログラム当たりの単価とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要

(六) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased: anti-freezing agents 3,700 t
- 2 Time-limit of tender: 10:00 A.M. 17 November, 2008

3 Contact point for the notice : General Affairs and Planning Sector, Semboku Regional Affairs Department, Akita Prefectural Government, 13-62 Omagari, kamsakae-cho, Daisen City, Akita Prefecture 014-0062, Japan TEL 0187-63-5356

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成二十年十月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品の名称及び購入予定数量
 - (二) 凍結抑制剤 二十トン
 - (三) 購入物品の仕様等
 - (四) 入札説明書及び仕様書による。
 - (五) 契約期間
 - (六) 契約締結の日から平成二十一年三月三十一日(火)まで納入場所
 - (七) 別途指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格等
 - (一) 入札に参加する者に必要な資格
 - (2) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
 - (3) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - (4) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (5) (2)の資格に係る申請
 - (一) (2)の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を次の場所へ平成二十年十月三十一日(金)までに提出すること。
 - (二) 秋田県出納局総務事務センター(電話番号〇一八八六〇一―二七四〇)
 - (6) 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 - (二) 郵便番号〇一四〇〇六二 大仙市大曲上栄町十三番六十二号
 - (三) 秋田県仙北地域振興局総務企画部(電話番号〇一八七七一六

三一五三五六)

- (一) 入札説明書及び仕様書の交付方法
- (二) 秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成二十年十月七日(火)から同月二十七日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成二十年十一月十七日(月)午前十時

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
- (二) 日本語及び日本国通貨

(一) 入札の方法

入札金額は、二十五キログラム当たりの単価とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 契約書作成の要否

要

(五) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(六) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased: anti-freezing agents 20 t

2 Time-limit of tender : 1000 A.M. 17 November, 2008

3 Contact point for the notice : General Affairs and Planning Sector, Semboku Regional Affairs Department, Akita Prefectural Government, 13-62 Omagari, kamsakae-cho, Daisen City, Akita Prefecture 014-0062, Japan TEL 0187-63-5356

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、おものがわ土地改良区から次のとおり役員の内任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
平成二十年十月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名	横手市雄物川町薄井字西手取百三十四番地	佐藤 清春
〃	〃	渡邊 聡之
〃	〃	高橋 茂
〃	〃	佐藤 三男
〃	〃	鈴木 傳悦
〃	〃	高山 誠一
〃	〃	高橋 健一
〃	〃	小野 勲
〃	〃	古内 修
〃	〃	柴田 信光
〃	〃	佐野 修蔵
〃	〃	丹 勇
〃	〃	佐藤 三四郎
〃	〃	木村 一郎
二 退任監事の住所及び氏名	横手市雄物川町深井字深井六十三番地	湊谷 裕平
〃	〃	佐藤 昭逸
〃	〃	小野 清吉
三 就任理事の住所及び氏名	横手市雄物川町道地字家東百六十八番地	渡邊 聡之
〃	〃	高橋 茂
〃	〃	佐藤 清春
〃	〃	藤原 進
〃	〃	佐藤 聡
〃	〃	高橋 健一

正 誤	<p>平成二十年十月三日(第二千十八号)掲載の目次 (印刷誤り) 一 ページ中段四行目の「(秋田地域振興局総務企画課)」は 「(秋田地域振興局総務企画部)」の誤り</p> <p>土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、おものがわ土地改良区から申請のあった定款変更について、平成二十年九月二十九日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。 平成二十年十月七日</p> <p>秋田県知事 寺 田 典 城</p>																								
	<p>四 就任監事の住所及び氏名</p> <table border="0"> <tr> <td>横手市雄物川町東里字東里百五十八番地一</td> <td>佐藤 昭逸</td> </tr> <tr> <td>深井字深井六十三番地</td> <td>湊谷 裕平</td> </tr> <tr> <td>薄井字下船沼四十九番地</td> <td>佐藤 啓一</td> </tr> <tr> <td>薄井字上大見内百十七番地</td> <td>佐藤三四郎</td> </tr> <tr> <td>造山字南田一番地</td> <td>柴田 信光</td> </tr> <tr> <td>砂子田字下谷地西八番地一</td> <td>高橋 和博</td> </tr> <tr> <td>西野字後田表二百三十一番地一</td> <td>奥山 正</td> </tr> <tr> <td>柏木字上柏木野十八番地一</td> <td>丹 勇</td> </tr> <tr> <td>薄井字下開三百八十四番地</td> <td>古内 修</td> </tr> <tr> <td>柏木字柏木十六番地</td> <td>佐々木厚生</td> </tr> <tr> <td>西野字樋向百十七番地</td> <td>鈴木 傳悦</td> </tr> <tr> <td>薄井字薄井二百二十七番地一</td> <td>小野 勲</td> </tr> </table>	横手市雄物川町東里字東里百五十八番地一	佐藤 昭逸	深井字深井六十三番地	湊谷 裕平	薄井字下船沼四十九番地	佐藤 啓一	薄井字上大見内百十七番地	佐藤三四郎	造山字南田一番地	柴田 信光	砂子田字下谷地西八番地一	高橋 和博	西野字後田表二百三十一番地一	奥山 正	柏木字上柏木野十八番地一	丹 勇	薄井字下開三百八十四番地	古内 修	柏木字柏木十六番地	佐々木厚生	西野字樋向百十七番地	鈴木 傳悦	薄井字薄井二百二十七番地一	小野 勲
横手市雄物川町東里字東里百五十八番地一	佐藤 昭逸																								
深井字深井六十三番地	湊谷 裕平																								
薄井字下船沼四十九番地	佐藤 啓一																								
薄井字上大見内百十七番地	佐藤三四郎																								
造山字南田一番地	柴田 信光																								
砂子田字下谷地西八番地一	高橋 和博																								
西野字後田表二百三十一番地一	奥山 正																								
柏木字上柏木野十八番地一	丹 勇																								
薄井字下開三百八十四番地	古内 修																								
柏木字柏木十六番地	佐々木厚生																								
西野字樋向百十七番地	鈴木 傳悦																								
薄井字薄井二百二十七番地一	小野 勲																								

発行者 秋 田 県
 秋田市山王四丁目一番一号
 購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 印刷所
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話(86)八七六六 FAX(86)〇〇〇五
 E-mail:matsubar@matubaransatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原 繁 雄